

令和3年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和3年6月14日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
税務課長	笠松昭宏	住民課長	瀬田和哉
住民課副課長	芦口正史	住民課副課長	陸平志保
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	芝健治
福祉課副課長	坂本真理子	長寿課長	宮本真里
長寿課副課長	目良大敏	建設課長	栗田信孝

建設課副課長	山根康生	建設課副課長	谷本和久
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	三浦誠	教育委員会事務局副局長	平岩晃
教育委員会事務局学校給食センター長	前芝由希		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発言の取り消しについて
- 日程第 2 報告第 9 号 令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）
- 日程第 3 報告第10号 令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第38号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 5 議案第39号 上富田町手話言語条例（案）
- 日程第 6 議案第40号 上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 7 議案第41号 上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 8 議案第42号 令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第43号 令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第44号 令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 上富田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 議案第46号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第47号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 発委第 1号 上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）
- 日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第1 発言の取り消しについて

○議長（大石哲雄）

日程第1 発言の取り消しについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、木本眞次君から、6月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により一部取消しの申出がございました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、木本眞次君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

△日程第2 報告第9号～日程第10 議案第44号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第2 報告第9号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第10 議案第44号、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件まで9件を一括議題といたします。

△日程第2 報告第9号

○議長（大石哲雄）

日程第2 報告第9号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、報告第9号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 報告第10号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第10号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、報告第10号、令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算(第1号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 議案第38号

○議長(大石哲雄)

日程第4 議案第38号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第38号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第39号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第39号、上富田町手話言語条例（案）の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

本日は、手話言語条例の制定に当たって私も手話で質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回、手話言語条例なんですが、私も左の聴力がありません。もし、こっちもなくなった場合にとりまして、手話を勉強しました。今日の手話言語条例なんですが、この中に教育とあるんですが、その教育について、小・中学校の子供たちに教えていくのか、普及していくのかというのをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

お答えいたします。

教育の場において、今後の話なんですけれども、令和2年度はコロナの影響でできていないところはありますが、既に令和元年度では、小学校の総合学習の時間を使って、福祉学習として手話教室を実施しております。現在は、これからも当然そのように考えてもおりますけれども、そうした取組を本条例の第6条にも位置づけております。

具体例で言いましたら、岡小学校では、南紀支援学校の先生を招いての授業を令和元年度で行ったというふうに聞いております。

市ノ瀬小学校では、音楽の授業ですが、手話を用いた歌を歌うという、そういった実践を行っているというふうに聞いております。

朝来小学校では、令和元年度ではなくて数年前までということなんですが、手話を学習していたというふうに聞いておりますので、今後はまた教育委員会とも相談をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1 番、山本君。

○1 番（山本哲也）

議案第 3 9 号、上富田町手話言語条例について賛成討論を行います。

全国的に手話言語条例を制定する自治体が増えている中、当町でも制定されるとなると、和歌山県内の市町では 1 9 番目となります。県内でも半数以上の市町が条例を制定する背景には、本日お越しくださっています聴覚障害者協会の皆様、関係者の皆様による努力があることに敬意を表します。

上富田町手話言語条例（案）では、手話の理解等の促進について総合的かつ計画的に実施することが町の責務とされています。本年度から手話奉仕員養成講座も開催されると聞いております。今後もさらなる取組を期待します。

昨年 1 2 月定例議会において、当町でも手話言語条例を制定するべきではと一般質問をさせていただいてから、早い段階で条例（案）を提出くださった当局の皆様、そしてご理解、ご協力くださっている議員の皆様はじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

上富田町手話言語条例が制定されることにより、障害のあるなし関係なく誰もが支え合う地域共生社会実現の一助となることを願い、また、本条例が全会一致で可決されますことをご期待申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第39号、上富田町手話言語条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第6 議案第40号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第40号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第40号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第41号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第41号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

正垣君。

○2番（正垣耕平）

よろしくお願いします。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）の中で、上富田町立朝来児童館の表記が平仮名の「あっそ」から漢字の「朝来」に、ほかの2つに合わせてということをお聞きしているんですけども、これ設置当時、「あっそ」という平仮名表記にした理由もあったと思うんです。後のものが漢字だからということではなくて、児童館だから平仮名表記にしたのかなというところもあるんですけども、そのあたりは一度考慮、配慮があったのかなというところをお聞きしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

質疑にお答えいたします。

もともとのあっそ児童館の件につきましては、以前、同和対策事業の中で大谷児童館というのがございました。それで、全体的に同和対策事業の終結になって、その後、児童館の建て替えがありました。その中で、それだったら大谷児童館という名称じゃなしに朝来小学校の全域を使えるようなあっそ児童館という形で平仮名表記にしておりました。それが、もともとのあっそ児童館のたてりであります。以上でございます。

それで、今回、岩田、それと下鮎川の部分と同じような漢字表記に変更していくという形で考えて提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

（「はい」と正垣議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第41号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例(案)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第42号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第42号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でよろしいか。

(「はい」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それでは、一括で、まず歳出から行います。12ページから21ページまで。

正垣君。

○2番（正垣耕平）

一般会計予算、14ページ、6款商工費、1項商工費、4目上富田町新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金事業費について質疑させていただきます。

今回、121件を見越しての予算となっておりますと聞いています。新聞にも先日、記事でありましたが、「飲食店など」ということで書かれておりました。この県の認証を受ける事業というのは物すごくいろんな事業に分かれております。飲食店などに限らず、いろんな施設、場所、いろんなことが含まれておるんですけれども、このあたりちょっと数の見通しというか、この事業がどのようなところまで行き渡るのかという部分を教えていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

まず、今お問い合わせありました認証制度の1, 210万、これと、その少し上に、かみとんだ地域活性化商品券支給事業費負担金7, 850万、これちょっと抱き合わせで説明させていただきます。

目的から説明させてもらいます。ちょっと時間いただきます。

和歌山県が実施していますコロナ対策認証制度を取得した営業施設の取組に対し奨励金を交付することにより、その制度を後押しするとともに、事業者の感染症予防対策の促進と町民が安心して施設を利用できる環境の整備を図るということを目的にしています。

対象なんです、地域元気商品券取扱い施設のうち、県が認証した施設として認証マークを交付された施設というふうにしています。ということは、今回、地域元気商品券取扱い、これは5, 000円の商品券を配付するんですけども、今までの町内の施設プラス今回は町民で町外でそういうお店とかを営んでいる人も対象にするよということで、ちょっと範囲を拡大しています。それを、これはあくまで事業所のほうから申請して、取扱い店として認めさせていただくんですが、その認めさせていただく対象となる施設、その施設を対象として、その施設がこの県の認証制度、これは25項目ぐらいチェック項目があって、安心して町民の人が、県民の人が食べに行けるよと、一つはこういうアクリルボードを設置したり、机の間隔を少し空けたりとか、そういうことでクリアできた施設に対して認証制度を出すわけなんです。町としてもそれを後押しして、そういった安心できる店をつくってほしいということで、今回10万円の奨励金をさせていただいております。

今、ご質疑にありましたように対象の施設なんです、基本的には営業施設というふうにしています。遊興施設、運動施設、遊戯施設、商業施設、宿泊施設、飲食店等としていますので、飲食店だけではなくて、例えば酒屋さんとか、例えば散髪屋さんとか、そういった施設も県のほうで対象にしていますので、広い意味を含めて県が認証ステッカーを交付したところに対して奨励金を出させていただくことにしています。

時期なんです、県が認証シールを発行してから2か月後に町のほうに申請してもらうようにしています。なぜかといいますと、すぐに申請いただいて奨励金を出したと、その後にそういうルールを守らなければ、また返していただくことになりますので、県のほうもいろいろとチェックをかけながら、そういうルールを守らない店については、

またそのシールの撤去というのもやっていくということなので、ある程度、始まってから2か月間はちゃんと守っていただいて、その後、申請をもらって、で、僕たち町のほうから実際にシールを貼っているのを確認に行って、ある程度、25項目を引き続き守っていますかと、そういうことを確認して、その後、奨励金を交付させていただくということになっています。

一つは、だから、商品券を町民に今回お配りさせていただく。その商品券を使って、安全な施設で物を買ってもらったり、食べてもらったり、そういうことを抱き合わせて、ちょっと町の活性化を図っていこうかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

ちょっと幅を持ったような事業にも当たるということ、今お聞きしたんですけれども、これ上の、かみとんだ地域元気活性化商品券に申込みがあったところで対象になる、町内の方で町外で事業をされている方も含むということなんですけれども、県のホームページを見ましたら、5月26日時点で、上富田町に住所のある飲食店ですけれども、12店舗、今、認証を受けているということなんですけれども、町内の方で、町外で事業をなされている方が認証マークを取りましたとか、今のところの数とか、これ121で足りるのかなとか、ちょっといろんなことを思うんですけれども、そのあたりどう。121が上限なのか、どういう来るのかな。飲食店、数はこれだけあると見越されての予算だと思えるんですけれども、実際に余りがあったり、オーバーしたりということはどのように見ておられるのか、お願いします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

当初はこの121件、飲食店の数を県のほうに確認して、予算化はそれに基づいてさせていただいているんですが、県のほうも見切り発車と言ったら、ちょっと言葉が悪いんですけれども、最初は飲食店だったんですけれども、やっぱりいろんなほかの商業施設、そういったところも、前向きに協力してくれる店に対しては認証シールを出していこうということなんで、町のほうもそれに基づいて同じようにやっていこうかなというふうに思っています。もちろん100%来た場合には予算が足りません。そういった場合は、9月補正でまたそういった商店を応援したいという気持ちがありますので、補正させて

いただきますので、そのときはまたご協力のほどお願いします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

ありがとうございます。安心しました。

あと、最後1点なんですけれども、認証を受けるために、県の方が回ってこれないと認証が受けられないと聞いています。来られたら、もう対策、その場でチェック項目を見て、その場で交付されるというように聞いているんですけれども、これを受けたい、受けたいとなってきた場合に、どのような流れで認証を受けられるのかというのとかを、町が事業者さんにスムーズに案内できるのかなというところが一つ心配なところですが、その辺どのように見られていますか。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

お答えします。

基本的には、広報の7月号、紀伊民報、それとホームページのほうには掲載させていただきます。それで、それを見ていなかったという人もいるかも分かりませんが、これもある意味、事業者さんもある程度、自分で責任を持って、ちょっとアンテナを広げてそういうのを注意していただく必要もあるかなと思いますので、ぜひもし知り合いでそういった方がおったら、声かけしていただければありがたいかなというのが1点と、県のほうも、これを後押しして上富田町がこういう奨励金制度をするというのは、当初思っていなかったらしいんです。徐々に徐々に県のほうで連絡を取って検査に行く予定だったんですけれども、ちょっと慌てて、今、各振興局の職員を使って、当初よりも早く回っているらしいですけれども、それでもまず順番としては飲食店、その次にショッピングセンターとか、そういったところを順番に回るらしくてあれなんですけれども、もし町のほうで施設で、「うちとこ、まだ回ってきてないよ」というところは、役場に電話をくれたら、役場のほうから県のほうに電話します。ここも協力したいんでということあったら、そこのところを回ってもらうようにします。それは県のほうと話していますので、ぜひそういうのがあれば、振興課のほうに電話いただければありがたいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ここで、私、歳出のページ数を間違っておりましたので、訂正させていただきます。
歳出、8ページから17ページまでです。訂正させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

山本君。

○1番（山本哲也）

9ページのところで難聴者対話支援機器購入費で、これ、デモ器を設置していたと思うんですけども、実際に利用して、職員の方の反応、また町民の方の反応はどうであったかというのを一つ聞きたいのと、あと、実際に購入されるとなると、どこに設置されるのか、その2点お願いします。

○議長（大石哲雄）

目良君。

○長寿課副課長（目良大敏）

お答えします。

対話支援スピーカーにつきましては、3月末から約1か月間、長寿課、福祉課の窓口に各1台、それから持ち運びが可能なモバイルを1台お借りして試験的に設置をしたところでございます。

長寿課におけるスピーカーを必要と感じた、あってよかったと思われる相談回数につきましては、この1か月間で約3回、3名の方に対して、このスピーカーがあってスムーズに相談業務が行えたと感じるのがございました。また、介護の認定調査においてですけれども、1回、モバイルのものを持って訪問で相談業務を実施したという実績がございます。

それから、2つ目のご質問になります今回の補正予算での設置を予定している台数になりますが、住民課で2台、税務課で2台、教育委員会で2台、福祉課で1台、長寿課で2台、窓口に設置をして、あと1台、モバイルで持ち運びが可能なものを1台、全部で10台の購入予算となっております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

正垣君。

○2番（正垣耕平）

10ページ、11ページの4款衛生費、2目予防費の右側、10目需用費、これ食糧費ということでの予算が出されておるんですけども、今、一生懸命、日曜日に当たってもらっている分のお昼の分だというふうに聞いておるんですけども、これは皆さん

同じものを決まった場所で指定の時間で食べるというのが、対策を行っている中で安全やということの配慮でこうされているのか、それとも後から、これは職員さん、出られる方の個人の持ち出しになるのか、そのあたり聞いておきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

食糧費につきましては、現在、毎週、ワクチンの集団接種のほうを実施しております。1日、日曜日に朝から夕方までという形で実施させていただいておる中で、医師と看護師と薬剤師の3名の職種の方を主にしまして、昼食のお弁当のほうを支払わせていただいております。職員につきましては、自分でお弁当を取らせてもらうんですけども、各自が払うというふうな形になっております。

その理由としましては、接種をスムーズに行う中で、「ちょっと、お昼、帰りたいよ」というふうに席を離れられても、またそのときの天候等によって早めに受付を前倒しにする等の事態が生じたときも考えまして、その会場から外に出ることをやめてくださいねという形の下で、昼食は文化会館で取るというふうな形を取ってございます。

そのような形で、食糧費のほうにつきましては、外から雇っている方の分ということになってございます。

以上となります。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、歳入、6ページ、7ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、全体でありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

議案第42号、令和3年度上富田町一般会計補正予算に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、コロナ対策認証店に一律10万円を支給することや、町民に5,000円分の商品券を支給する事業等、コロナ禍の影響を受けている店を応援できる対策が多く盛り込まれていることから、評価するものであります。

また、本年3月定例議会において一般質問させていただいた難聴者向け対話支援スピーカーの導入につきまして、本定例議会で予算化くださったことに対しまして、ご理解、共感くださった当局の皆様にご心より感謝申し上げます。ありがとうございます。3月に質問をして、6月に予算化くださったスピード感は大変評価するものであります。難聴者向け対話支援スピーカーが導入されれば、役場窓口に来られた高齢者等の難聴者にとって、コロナ禍の中でもコミュニケーションが取りやすくなることを期待しております。

以上の観点から、議案第42号、令和3年度上富田町一般会計補正予算に賛成いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第42号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第9 議案第43号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第43号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、議案第43号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第44号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第44号、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これで討論を終了します。
これより、議案第44号、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件
を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
9時45分まで休憩します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時49分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第11 議案第45号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第45号、上富田町教育委員会教育長の任命についての件を議題と
いたします。
提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第45号、上富田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、宮内一裕。

住所、上富田町岩田1642番地の5。

生年月日、昭和31年8月21日。

令和3年6月14日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

宮内一裕氏は、本年4月から教育長として上富田町の教育行政を担っていただいています。経験豊富な識見と、校長、指導主事を歴任し教育行政に精通していることから、引き続き教育委員会教育長として上富田町の教育行政を担っていただきたいと思います。

なお、任期につきましては、令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間となります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより、本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号、上富田町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件は、これに同意することに決しました。

△日程第 1 2 議案第 4 6 号～日程第 1 3 議案第 4 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 4 6 号、上富田町教育委員会委員の任命について及び日程第 1 3 議案第 4 7 号、上富田町教育委員会委員の任命についての 2 件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 4 6 号と議案第 4 7 号を説明いたします。

議案第 4 6 号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、植本宣孝。

住所、上富田町生馬 1 7 0 5 番地。

生年月日、昭和 2 5 年 6 月 3 日。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

このたび上富田町教育委員会委員の中松村夫氏が、ご本人より一身上の都合により令和 3 年 6 月 3 0 日付をもって辞任の申出があります。中松村夫氏は、同委員として 2 期途中 7 年にわたり上富田町の教育行政に幅広く関与していただき、誠にありがとうございました。

後任の委員として、植本宣孝氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

植本宣孝氏は町内の企業で長年勤められました。また、この間においては小・中学校の P T A 会長として社会教育行政にも積極的に関与していただきました。地域での信望も厚く、教育委員たるにふさわしい有識者の人材になります。教育委員の任命に当たっ

ては、教員などの教育の専門家だけに偏ることなく、幅広く有識者の中から任命することが望まれています。委員の中には保護者や教職経験者である者が含まれていますので、今回、社会教育の有識者として教育委員会委員の任命をお願いするものです。

なお、任期につきましては、令和3年7月1日から令和4年6月29日までの中松村夫氏の残任期間として議会の同意をお願いするものであります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第47号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、深見将史。

住所、上富田町朝来1351番地。

生年月日、昭和35年2月28日。

令和3年6月14日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由を説明いたします。

このたび上富田町教育委員会委員の岩橋幸大氏が本年7月9日をもって任期満了となり、ご本人より今限りで退任したい旨の申出があり、退任いたします。

岩橋幸大氏につきましては、平成9年7月10日より、6期24年間の長きにわたり教育委員会委員として務められました。学校教育をはじめ生涯学習にわたり上富田町の教育行政を担っていただき、誠にありがとうございました。

後任の委員として、深見将史氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

教育委員の任命に当たっては、幅広く有識者の中から任命することが望まれています。深見将史氏は県立高校で教鞭を取られ、特に熊野高校在職中、将来、地域社会に貢献できる資質・能力を持った生徒の育成に取り組み、熊野高校と上富田中学校の連携による両校のクラブ間交流や教員の授業交流を計画し実施されました。高等学校教職経験から、義務教育の在り方や地域に根差した学校、地域貢献する人材育成などの観点で幅広く生涯学習を含め教育活動の在り方についてご示唆いただける人材であります。

なお、任期につきましては、令和3年7月10日から令和7年7月9日までの4年間となります。今回、上富田町教育委員会委員として任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

2件に対する質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第47号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

△日程第14 発委第1号

○議長(大石哲雄)

日程第14 発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則(案)の件を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（榎山裕子）

朗読します。

発委第1号。

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富田町議会会議規則の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月14日提出。

提出者、上富田町議会議会運営委員会委員長山本明生。

以上です。

○議長（大石哲雄）

提出者の説明を求めます。

山本君。

○11番（山本明生）

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）です。

上富田町議会会議規則の一部改正。

上富田町議会会議規則（昭和62年議会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸事情に配慮するため、議会への欠席事由を整理するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定し、また請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続の際、一律に求めている押印の義務づけを見直すため、会議規則の一部を改正するものです。

附則で、この規則は公布の日から施行するとしてございます。

参考資料として、新旧対照表を2ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより、発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定

により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、厚生建設常任委員会松井孝恵委員長より25項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より1項目、議会運営委員会山本明生委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がございました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和3年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして誠にありがとうございます。

次に、教育長並びに教育委員の任命同意をいただき、ありがとうございました。引き続き教育長として宮内一裕氏が令和3年9月1日から令和6年8月31日まで3年間就任していただきます。

次に、令和3年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用経費については早急に対応していき

ます。特に第3弾のかみとんだ地域元気活性化商品券支給事業につきましては、令和3年7月1日時点での住民票登録者1人当たり5,000円の商品券を簡易書留で世帯主に支給します。今回は前回の封筒と変更しております。前はこれのみの、これで裏が何もしない封筒でしたが、今回、郵便局のほうと相談して、郵貯用付の表書きの部分になります。それで、裏にこの用紙を印刷して配付するようにしています。こういう形が変わりますが、議員の皆さんにいろいろな問合せがあった場合には、役場の振興課まで問合せをほしいと連絡をしていただければと思います。7月中に各世帯へ商品券を支給し、8月初旬から使用できるように現在進めています。町内に住所を置く事業者の支援や消費行動の喚起を図ってまいります。なお、商品券の使用を希望する店舗につきましては、6月下旬から7月中旬頃までに募集をしたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金制度につきましては、8月1日から11月30日まで、順次申請書により受付を行いたいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、本庁舎や出張所の手洗い設備を感应式へ改修工事も早急に行なってまいります。

次に、第3回定例会までには様々な行事が予定されていますが、実施につきましては、新型コロナウイルス感染状況を見ながら検討していきますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今年の夏にかけて一番心配なのが熱中症であります。新しい生活様式でのマスクの着用など、例年とは生活環境が大きく異なり、気温や湿度が高い中でマスクを続けると、熱が籠もり息が苦しくなりますので、小まめな水分補給など特に注意が必要です。環境省と厚生労働省は、熱中症を防ぐため、屋外で人との十分な距離が取れる場合はマスクを外すこと、着用時は負荷のかかる作業や運動を避けることなどを呼びかけています。町民の皆さん、議員の皆さんにおかれましても、体調管理には十分注意をしていただけるようお願いを申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和3年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 正垣 耕平

議事録署名議員 家根谷美智子